

障害者の雇用促進や雇用の継続を図りましょう

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を通じた事業主支援を行っています。障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に限り、助成します。

電子申請にも対応していますのでご活用ください。

助成金の種類	
障害者作業施設設置等助成金 障害者福祉施設設置等助成金	作業施設、作業施設等の整備を行う事業主・福利厚生施設の整備を行う事業主
障害者介助等助成金	雇用管理のために必要な介助などの措置を行う事業主
重度障害者等通勤対策助成金	通勤を容易にするための措置を行う事業主
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	障害者を多数継続雇用し施設などの整備等を行う事業主
職場適応援助者助成金	職場適応援助者による支援を行う法人または事業主
障害者雇用相談援助助成金	障害者雇用相談援助事業を利用する事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行った事業主
障害者能力開発助成金	障害者の能力開発の事業を行うための施設または設備の設置や整備などを行う事業主、またはその能力開発訓練事業を運営する事業主

問 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

☎ 092-718-1310 F 092-718-1314 ✉ fukuoka-kosyo@jeed.go.jp



2026年10月から義務化、今すぐ取り組むハラスメント対策

従業員と求職者を守るために、今から準備を

令和8年10月1日から、「カスタマーハラスメント対策」と「求職者等に対するセクシャルハラスメント対策」がすべての企業に義務付けられます。中小企業も例外ではありません。今のうちから必要な対応を進めておくことが重要です。

何が変わるのか

改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法の施行に伴い、令和8年10月1日からハラスメント対策が強化され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

カスタマーハラスメントとは

顧客等の言動で「社会通念上許容される範囲を超え」「労働者の就業環境が害される」ものです。電話やSNS等のインターネット上での行為も含まれます。

企業には、カスタマーハラスメントに毅然と対応し、労働者を保護する旨の指針を明確化するなど、具体的な措置を講じることが義務付けられます。

求職者等へのセクシャルハラスメントとは

採用活動等における「性的な言動」により求職活動等が阻害されることを指し、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

企業には、求職活動等に関するルールを明確化し、労働者・求職者等に周知するなど、適切な措置を講じることが義務付けられます。

これらの対策を講じることが、事業主の責務です。今から準備を進めましょう。

詳細な内容や具体的な対策については、厚生労働省ホームページでご確認ください。



(法改正情報)



(ハラスメント対策の
総合情報サイト)

問 福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局就業支援課

☎ 092-643-3592 F 092-643-3619 ✉ koyokankyo@pref.fukuoka.lg.jp